

スルノ意味ナリ
 四、残業ハ一時間ニ付キ一步増、コト
 五、一ヶ月皆勤ヲ半々月皆勤トシテ二日分ノ日
 給ヲ支給スルコト
 六、業務負傷ハ日給一日分ヲ支給スルコト
 七、社員及組長ト全一ノ待遇ヲ以テ公休日ハ本
 給ノ一日分ヲ支給スルコト
 八、本問題ニ關シ絶對ニ犠牲者ヲ出サ、ルコト
 九、新規要求ヲ提出セリ
 十、新社側ニ於テハ初ヨリ存争議ニ關係ナキ組長
 大矢宗三外十二名ヲシテ職工側ノ意向ヲ探ラ
 シメタルニ步増ヲ五割ニ増額カレレハ他ハ從
 前通りニテ可ナリトノ意見ナレバ確ノ八月

一日京橋區南鍋町交詢社ニ於テ重役會議ヲ開
 キ家賃補助トシテ日給一周ニ付キ八錢ノ割合
 ナリト加給シ更ニ其一割ヲ存給トシテ増給シ
 之ニ五割ノ步増ヲナスコトニ決定シ棟居社長
 及野村專務取締後ハ午後三時三十分頃歸社シ
 前記組長ニ決定事項ヲ示シ直ニ職工側代表若
 ト會見折衝セシメタルカ職工側ヨリ責任ヲ以
 テ應答シ得ルヤ否ヤヲ糾サレ其權限ヲキテ以
 テ更ニ全二日會社ノ委任ヲ受ケ全日午前十時
 會見ヲ約シ暫時ニシテ立別レタルカ職工側ハ
 依然罷業ヲ續行セリ
 之ヨリ先七月三十一日職工側代表者依次雄、日
 高助次郎、西石ハ全社コトド係組長筈田竹松